

# 公益社団法人整体協会 定款施行細則

## 第 1 章 資格保有者

第 1 条 公益社団法人整体協会（以下、当協会）は会員の整体生活に関する相談及び整体法実践の指導、研修のため、会員の申請に基づき所定の審査を経て、次の資格保有者を認許する。

- (1) 整体コンサルタント
- (2) 活元コンサルタント
- (3) 研究員
- (4) 動法教授資格者

第 2 条 整体コンサルタント及び研究員は整体生活に関する相談、整体法実践の個人指導、整体法の研究及び普及に当たるとともに、当協会の許可を得て指導室を運営する。

第 3 条 活元コンサルタント及び動法教授資格者は整体法の内、活元運動及び動法を通して整体生活の普及に当たる。

第 4 条 整体コンサルタント及び活元コンサルタントは第 10 条により、研究員及び動法教授資格者は第 12 条により、資格を認定された者につき会長が認許する。

第 5 条 整体コンサルタント、研究員及び動法教授資格者は当協会の正会員とする。

第 6 条 第 4 条により認許された資格の有効期間は全て三年間とし、整体技術段位審査委員会または身体教育研究所における所定の審査を経て更新することができる。

第 7 条 第 1 条の資格の申請手続及び資格保有者の服務規律その他の事項については、別に定める規則による。

## 第 2 章 整体技術段位

第 8 条 整体技術段位は整体法の体得及び指導能力の水準を示すものであり、その段位は準段位より九段位までとする。整体技術段位は第 10 条により、段位を認定された者につき会長が認許する。

## 第 3 章 整体技術段位審査委員会

第 9 条 当協会に整体技術段位審査委員会を設ける。委員の任命は会長が行なう。

- 2 委員は委員会を組織し、委員長は委員の中から互選する。
- 3 委員会の運営に関する事項は別途細則をもって定める。

第 10 条 整体技術段位審査委員会の職務は次の通りとする。

- (1) 整体技術段位の審査
- (2) 整体コンサルタント及び活元コンサルタントの資格認定
- (3) 整体コンサルタント及び活元コンサルタントの資格更新の審査

#### 第 4 章 身体教育研究所

第 11 条 当協会に身体教育研究所を設ける。身体教育研究所の所長、及び委員の任命は会長が行なう。

- 2 委員は委員会を組織し、委員長は委員の中から互選する。
- 3 委員会の運営に関する事項は別途細則をもって定める。

第 12 条 身体教育研究所は次の資格認定をする。

- (1) 研究員及び動法教授資格者の資格認定
- (2) 研究員及び動法教授資格者の資格更新の審査

身体教育研究所の運営に係る事項については、別途細則をもって定める。

#### 第 5 章 資格認定試験

第 13 条 資格認定試験・段位審査は年一回以上行なうものとする。開催日時場所については、機関誌上にて予告する。

第 14 条 段位の審査並びに資格認定の試験を受ける者は、所定の手数料を、合格した者は所定の認許料を納入するものとする。

#### 第 6 章 研究機関

第 15 条 当協会は、理事会の決議を経て、整体法の応用、調査及び研究のため研究機関を設けることができる。

#### 第 7 章 事務局

第 16 条 事務局は、会長の指示に従い、理事会決定事項にかかる執行事務を担当し、その他当協会の事業運営に必要な一切の事務を処理する。